

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

# 平成23年8月23日火曜日 第2295号

$\Diamond$	目	次	$\Diamond$
	<b>#</b>	汞	

救急病院の開設者名の変更	701
土地収用法に基づく事業の認定	701
土地改良区役員の就退任の届出	702
土地改良区役員の住所の変更の届出	703
土地改良事業の計画の変更の認可	703
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	703
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出	703
政治団体の届出事項の異動の届出	704
政治団体の解散の届出	705

### 告 示

## ○愛媛県告示第1013号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1 項の規定による救急病院から、次のとおり開設者名の変更の届出が あった。

平成23年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	<del>/-</del>	地		開	設	者	名		
15	17少	FII	111	1년	变	更	前	変	更	Ī	後
松山笠置臓血管病	記念心院	松山市末	広町18	番地 2	笠置	康		医療念胸	法人	、笠科	置記

#### ○愛媛県告示第1014号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成23年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称

西条市 2 事業の種類

(仮称)西条市休日夜間急患センター及び(仮称)西条市東消防署橘出張所整備事業

- 3 起業地
  - (1) 収用の部分

愛媛県西条市野々市字野々市下組地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたもので

ある。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県西条市野々市字野々市下組地内を 起業地とする「(仮称)西条市休日夜間急患センター及び(仮称)西条市東消防署橘出張所整備事業」(以下「本件事業」と いう。)である。

本件事業は、西条市が設置する診療所及び消防法(昭和23年 法律第186号)に基づき設置する消防署に関する事業であるこ とから、それぞれ、土地収用法第3条第24号に掲げる「地方公 共団体が設置する診療所」及び同条第19号に掲げる「市町村が 消防法によって設置する消防の用に供する施設」に関する事業 に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を 充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、西条市議会において西条市一般会計予算の議決 を受け施行するものであることから、西条市は、本件事業を施 行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を 充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
  - ア 事業の施行により得られる公共の利益

西条市では、「健康で幸せな暮らしの実現」に向けて、地域に密着した医療サービスを安心して受けることができるよう地域医療体制の充実に努めており、このうち、休日昼間及び平日夜間(以下「休日夜間」という。)における一次救急医療は、西条市医師会の協力のもと、在宅当番医制により実施されている。

しかし、休日夜間における一次救急医療の利用者数は増加傾向にあるにもかかわらず、開業医の高齢化等により協力病 医院は減少傾向にあり、医師による看護師等スタッフの確保 も大きな負担となっている。また、市民にとってもその都度 当番医を確認して受診する必要があり、医師会、市民双方か ら西条市全域を対象とした休日夜間急患センター(以下「急 患センター」という。)の整備を望む声が上がっていた。

一方、同市では「安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり」を目指して、消防・救急体制の強化に努めており、現在、西条市東消防署、同飯岡出張所、同市西消防署及び同小松出張所の4隊36名で市全域の救急業務を担っている。

しかし、起業地が位置する氷見・橘地区は、飯岡及び小松 出張所の中間にあるため、同地区へ救急車が到達するまでに 10分から12分を要しており、全市平均の7.6分と比べ、大幅 に時間を要している。このため、同地区への救急車常置施設 の整備を求める住民の要望は強く、救急業務の充実が懸案と なっていた。

これらの問題を解消するため、西条市総合計画において急 患センターの整備を主要施策として、また、新市建設計画に おいて消防出張所整備を主要事業として位置付け、在宅当番 医制に替わる一次救急医療の拠点施設及び起業地周辺の救急 業務を担う消防出張所を同一敷地内に整備するものである。

本件事業の施行により、医療を提供する開業医及び受診する市民双方の負担が軽減され、休日夜間における効率的な一次救急医療体制が構築できる。また、氷見・橘地区への救急車到達時間も大幅に短縮されるとともに、両施設を同一敷地内に整備することで、急患センターから二次医療機関への迅速な搬送も可能となることから、本件事業は、市民の安心・安全に寄与するものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、また、医療系廃棄物についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理することとしていることから、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は 相当程度存在するものと認められる。

#### イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ず べき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微で あると認められる。

#### ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、 社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総 合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

#### 工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益 を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の 利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで 述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して 最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

### ア 事業を早期に施行する必要性

現在の一次救急医療体制では、患者の増加に対し、在宅当 番医制を担う開業医は減少しており、適切な医療の提供に支 障をきたしている。また、救急搬送患者も増加傾向にある中 で、現在の消防・救急体制では、一部地域において迅速な救 急搬送が困難な状況が生じており、救急業務の効率性が著し く損なわれていることから、市民の安心・安全を担保する両 施設を早期に整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いもの と認められる。

#### イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を すべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 西条市役所保健福祉部地域医療課

## ○愛媛県告示第1015号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年8月23日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

#### 就 任

	,						
役員の種類	氏	名	住 所				
理事	砂原	吉 隆	今治市東村 3 丁目 2 番30号				
"	日 浅	哲 也	今治市上徳乙263番地の 3				
"	永 井	豊	今治市松木6番地の6				
"	近 藤	徹 也	今治市喜田村 4 丁目13番35号				
"	橘	常雄	今治市五十嵐甲417番地				
"	白 石	邦 尚	今治市四村86番地				
"	宇高	昇	今治市徳重290番地の3				
"	本宮	喜美男	今治市五十嵐甲230番地				
"	本宮	成長	今治市中寺159番地 2				
"	矢 野	義久	今治市新谷甲1363番地の 1				
"	阿部	靜 男	今治市新谷甲1082番地				
"	長 野	幸造	今治市別名721番地の 1				
"	川原	保	今治市別名143番地 1				
"	友 澤	英夫	今治市小泉 2 丁目 7 番36号				
"	"長野寛		今治市常盤町8丁目4番42号				
"	小川	真 弘	今治市片山1丁目1番1号				
"	谷口	尚温	今治市山路292番地				
"	長島	清 志	今治市大正町7丁目1番3号				
"	土岐	辰 紀	今治市高地町 2 丁目甲2121番地 1				
"	門岡	信光	今治市南日吉町1丁目2番3号				
"	上 田	忠	今治市美須賀町2丁目3番地の1				
"	山下	冨士夫	今治市宮下町 3 丁目甲1701番地				
"	矢 野	典明	今治市石井町 1 丁目10番 9 号				
"	矢 野	昭 博	今治市石井町2丁目4番53号				
"	砂田	虎善	今治市八町西 5 丁目 1 番26号				
"	近 本	靜 信	今治市辻堂2丁目3番47号				
"	石川	博	今治市郷本町1丁目1番22号				
"	森	昭 左	今治市横田町1丁目2番30号				
"	小川	顯一郎	今治市土橋町1丁目6番3号				
監事	正岡	俊 雄	今治市上徳乙71番地 6				
"	清水	洋次	今治市小泉 4 丁目10番30号				
"	真木	崇	今治市北日吉町2丁目9番14号				
"	岡林	興通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号				

银 任

退任							
役員の種類	氏	名	住所	ŕ			
理事	砂原	吉 隆	今治市東村 3 丁目 2 番30号				
"	日浅	哲 也	今治市上徳乙263番地の3				
"	白石	和 孝	今治市松木301番地第 2				
"	加藤	貢	今治市喜田村 5 丁目 5 番12号				
"	橘	常雄	今治市五十嵐甲417番地				
"	益田	正夫	今治市四村190番地 2				
"	宇高	昇	今治市徳重290番地の3				
"	本宮	喜美男	今治市五十嵐甲230番地				
"	益田	敏 和	今治市中寺353番地				
"	長岡	敏 雄	今治市新谷甲1207番地				
"	阿部	靜 男	今治市新谷甲1082番地				
"	山本	順也	今治市高橋甲1080番地				
"	越 智	光 郎	今治市高橋甲1067番地第1				
"	岡本	時 平	今治市高橋甲141番地				
"	高木	誠三	今治市高橋甲748番地 3				
"	長 野	幸造	今治市別名721番地の1				
"	加藤	政 則	今治市小泉1丁目7番23号				
"	三橋	曻	今治市馬越町2丁目5番25号				
"	玉井	惇 夫	今治市片山2丁目9番22号				
"	達川	和 之	今治市山路467番地第2				
"	長島	清志	今治市大正町7丁目1番3号				
"	土岐	辰 紀	今治市高地町2丁目甲2121番地	1			
"	門岡	信光	今治市南日吉町1丁目2番3号				
"	上 田	忠	今治市美須賀町2丁目3番地の	1			
"	山下	冨士夫	今治市宮下町3丁目甲1701番地				
"	矢 野	典明	今治市石井町1丁目10番9号				
"	矢 野	昭 博	今治市石井町2丁目4番53号				

"	砂田虎善	今治市八町西 5 丁目 1 番26号
"	近 本 靜 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号
"	森 昭 を	今治市横田町1丁目2番30号
"	小 川 顯一郎	今治市土橋町1丁目6番3号
監事	正岡俊雄	今治市上徳乙71番地 6
"	友 澤 英 夫	今治市小泉 2 丁目 7 番36号
"	玉 井 思	今治市北日吉町2丁目9番14号
"	小川晴夫	今治市土橋町2丁目4番3号

### ○愛媛県告示第1016号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成23年 8 月23日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

役員種	の	氏		名			住	Á	f	
種	類			10	变	更	前	变	更	後
理	事	本	宮喜美男		今治市中	寺67	4番地	今治市:地	五十篇	嵐甲230番

# ○愛媛県告示第1017号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 東温市下林下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持 管理)の計画の変更を平成23年8月10日認可した。

平成23年8月23日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

公 告

# 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表	表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 7 月27日	特定非営利活動法人日本女子野 球協会	春	日 利比さ	富山県魚津市三ヶ227番地の6	この法人は、野球を愛好する女性に対して、楽しく、目的を持ってブレー出来る環境作りを構築していく事業を行い、女子野球の振興に寄与することを目的とする。

# 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成23年8月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

功公园体办名物	代表者及び会	計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	尼山左日口	# *	
政治団体の名称 	代 表 者	会計責任者	1 主にる事務別の別任地	│ 届出年月日 │	備考	
自由民主党吉海支部	矢 野 都 林	武田宏志	今治市吉海町幸新田221 - 2	平成23年7月11日	政党の支部	

加藤博徳後援会	中	村	清	則	大	政	博	伊予郡松前町中川原659 - 3	平成23年 7 月11日	
三好勝利後援会	萩	野	奉	晴	Ξ	好	将太郎	伊予郡松前町筒井287 - 1	平成23年7月11日	
松山維新の会	池	本	俊	英	大	亀	泰彦	松山市二番町四丁目7-2	平成23年7月12日	

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成23年8月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異	動	) i	<b>\$</b>	項	新	IB	届出年月日	備考
自由民主党愛南支部	主た	る事	務所	の所在	E地	南宇和郡愛南町御荘平城32	南宇和郡愛南町中川1177	平成23年7月11日	政党の支部
	代		表		者	斎藤 武俊	吉村 直城		
	会	計	責	任	者	増元 久男	内倉 長蔵		
自由民主党伊方支部	主た	る事	務所	の所在	E地	西宇和郡伊方町三机乙1125	西宇和郡伊方町九町 1 - 498	平成23年7月11日	政党の支部
	代		表		者	松澤 周作	菊池 孝平		
	会	計	責	任	者	福島 大朝	渡辺 信二		
自由民主党松山支部連合会	代		表		者	川本 光明	砂野 哲彦	平成23年7月11日	政党の支部
	会	計	責	任	者	土井田 学	川本 光明		
稲田てるひろ後援会	主た	る事	務所	の所在	E地	伊予郡松前町昌農内96 - 1	伊予郡松前町西古泉490 - 5	平成23年7月11日	
	会	計	責	任	者	稲田 瞳	稲田 美里		
篠原茂後援会	主た	る事	務所	の所在	E地	新居浜市光明寺一丁目甲532 - 1	新居浜市光明寺一丁目516 - 2	平成23年7月11日	
	代		表		者	篠原 寿人	篠原 純一		
新康会	主た	る事	務所	の所在	E地	北宇和郡鬼北町大字芝41 - 4	宇和島市三間町宮野下600	平成23年7月11日	
自由民主党保内支部	会	計	責	任	者	魚﨑 清則	二宮 一良	平成23年7月13日	政党の支部
松山維新の会	主た	る事	務所	の所在	E地	松山市西長戸町961 - 1	   松山市二番町四丁目 7 - 2	平成23年7月13日	
自由民主党鬼北支部	主た	る事	務所	の所在	E地	北宇和郡鬼北町芝3 - 1	北宇和郡鬼北町父野川中379	平成23年7月20日	政党の支部
	代		表		者	稲垣 伸雄	山崎 保		
	会	計	責	任	者	程内 覚	渡辺 眞次		
自由民主党愛媛県法面工事業支部	主た	る事	務所	の所在	E地	八幡浜市古町 2 - 3 - 26	今治市八町西三丁目7 - 22	平成23年7月25日	政党の支部
	代		表		者	佐々木雅志	越智 征男		

	会	計	責	任	者	田中耕太郎	佐々木雅志		
自由民主党愛媛県白鳳支部	代		表		者	山先 芳輝	長山 力	平成23年7月27日	政党の支部
21世紀を見つめる会	代		表		者	黒川ヒサ子	黒川 勇二	平成23年7月28日	

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年8月23日

# 愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
泉信也愛媛県陸運後援会	佐 伯 要	平成23年 6 月 1 日
藤野公孝愛媛県陸運後援会	佐 伯 要	平成23年6月1日
自由民主党いよてつ髙島屋支部	佐 伯 要	平成23年 6 月30日
21 世 紀 を 見 つ め る 会	黒 川 ヒサ子	平成23年7月1日

平成23年8月23日 発行 705